

鳥取県土地改良事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (知事が別に定める日まで)

○下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出

(事業完了から5日を経過する日と、完了予定年度の属する3月25日のいずれか早い日)

※事業の完了とは：事業実施主体の検査が完了した日

※補助事業者が市町村である場合は、完了届を要しない。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

○完了届を下記提出先に郵送又は持参してください。

5. 実績報告書提出

(完了・廃止・中止から15日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。

ただし、補助金の全額が概算払いされている場合は翌年度の4月20日)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

・事業費確定後に(概ね3月)概算払を行います。

問い合わせ先

農林水産部・農地・水保全課 鳥取市東町1丁目220 nouchi-mizu@pref.tottori.lg.jp

資料提出・問い合わせ先

東部農林事務所地域整備課 鳥取市立川町6丁目176 toubunourin@pref.tottori.lg.jp

中部総合事務所地域整備課 倉吉市東巖城町2 chubu_nourin@pref.tottori.lg.jp

西部総合事務所地域整備課 米子市糺町1丁目160番地 seibu_nourin@pref.tottori.lg.jp